

事務連絡

令和3年（2021年）1月14日

各市町村介護保険担当課長 様

熊本県健康福祉部長寿社会局
認知症対策・地域ケア推進課長

新型コロナウイルス感染拡大防止を受けた要介護認定調査について

日頃より、要介護認定の適切な実施等に御尽力いただき、お礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについては、厚生労働省老健局老人保健課から令和2年4月27日付事務連絡で示されているところです。

同通知において、要介護認定の臨時的な取扱いとして「感染症の影響により面会が困難な場合要介護認定及び要支援の有効期間を従来の期間に新たに12カ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できる」こととされております。

この取扱いについては、国に改めて確認したところ、「既に12カ月認定期間を延長した更新申請について、感染症の影響により面会が困難な場合再度新たに12カ月の範囲内で市町村が定める期間を合算できる」という見解が示されました（再延長可能）。

運用にあたっては、調査先の状況等が面会困難かどうかを確認せず、有効期間を一律に延長するといった運用とならないよう対応をお願いします。なお、新規申請と区分変更申請についての取扱いについては変更ありませんので、裏面を参考に対応をお願いします。

また、認定調査にあたっては、新型コロナウイルス感染症をはじめとするその他感染症に関する予防対策を万全に行い調査員の安全を確保していただくとともに、調査員の体調管理等についても徹底していただくよう併せてお願いします。

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
担当 中山・岩崎
TEL 096-333-2218 FAX 096-384-5052
Mail mizoguchi-y@pref.kumamoto.lg.jp（中山）
iwasaki-k-dz@pref.kumamoto.lg.jp（岩崎）

①調査について

【新規・区分変更】

○面会等が可能となった時点で調査を実施する。

【更新】

○有効期間の延長（12月の範囲内で市町村が定める期間を合算）で対応する。

○再延長は可能。面会等が可能となった時点で調査を実施する。

②新規申請者への対応

○サービスを必要とする者の生活に影響が出ないよう、暫定ケアプランによる対応が可能。

この場合、以下の点について留意すること。

- ・認定結果が非該当となったとき、又は暫定ケアプランに設定した要介護よりも低くなったときは、介護サービスに要する費用の全部又は一部が自己負担になる場合があるため、あらかじめ利用者又はその家族に対し十分な説明を行うこと。
- ・認定前のサービス導入となるため、その必要性を市町村及び地域包括支援センター等の関係者で十分検討すること。
- ・暫定ケアプランが必要と判断した場合は、後日認定を行った場合に利用者に給付がなされないといった不都合が生じないよう、予防給付あるいは介護給付のどちらの対象となるか適切に判断すること。
- ・暫定ケアプランの作成については、見込まれる介護度に応じて居宅介護支援事業所あるいは地域包括支援センターが関係者と連携のうえ作成すること。ただし、介護支援専門員も医療機関等に入れないなどやむを得ない場合は、自己作成扱いとして対象者が利用する医療機関等の担当職員による暫定プラン作成も考えられる。その場合、市町村は当該暫定ケアプランの妥当性について確認を行うこと。

③区分変更申請者への対応

○現在、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所あるいは地域包括支援センターがすでに把握している本人の状況から区分変更の必要性及び暫定ケアプランによる対応の必要性について適切に判断すること。